

交通災害共済の保障内容と掛金等

交通機関に関わる身近な事故を保障します。

お支払い内容（共済金をお支払いする場合）

次の各共済金とも事故の発生が契約期間中であることがお支払いの条件となります。

死亡共済金

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

障害共済金

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

共済金請求の際、
公的証明書（交通事故証明書等）が必要となります。
公的証明書が提出できない場合は
こくみん共済 coop にご相談ください。

入院共済金

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に連続して5日以上入院した場合、下記の計算により入院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

入院共済金＝入院共済金額（日額）×[入院日数（184日限度）－免責4日*]

*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

●ハイヤー・タクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合、10口のご加入の場合日額500円、20口以上のご加入の場合日額1,000円に制限されます。

通院共済金

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に通院した場合、下記の計算により通院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

通院共済金＝通院共済金額（日額）×通院日数（90日限度）

●ハイヤー・タクシーを業務運転中に被った交通事故による通院は、お支払いの対象となりません。

掛金と保障内容

月払い・A型

次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



道路上で次のような事故で被害にあったとき

※歩行中の単なる転倒などによる事故を除きます。



申込口数 10口単位	交通事故による				月払掛金
	死亡共済金	障害共済金 (身体障害等級の1級から14級)	入院共済金 (連続5日以上入院 5日目から 最高180日分)	通院共済金 (1日目から 最高90日分)	
50口	500万円	500万円 ～20万円	日額 10,000円	日額 5,000円	450円
40口	400万円	400万円 ～16万円	日額 8,000円	日額 4,000円	360円
30口	300万円	300万円 ～12万円	日額 6,000円	日額 3,000円	270円
20口	200万円	200万円 ～8万円	日額 4,000円	日額 2,000円	180円
10口	100万円	100万円 ～4万円	日額 2,000円	日額 1,000円	90円



加入限度額のご注意

1人につき交通災害共済A型の申込口数限度は50口です。
すでに複数の契約がある場合には、加入限度額にご注意ください。
※加入者1人につき、死亡共済金額合計で600万円が加入限度となります。

ご加入いただける方

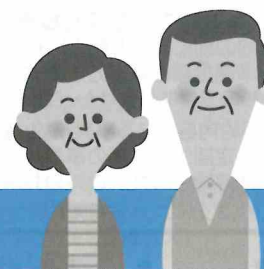
年齢・健康状態にかかわらず、ご契約者および生計を一にする親族の方ならどなたでもご加入いただけます。

用語の定義

- 身体障がい**……障がいとは、交通事故による傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な損傷状態をいいます。
- 入院**………医師による治療が必要であり、しかも自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。
- 通院**………医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通い治療を受けることをいいます（往診による医師の治療を含みます）。

ご退職後の保障について

こくみん共済 coop の各種共済[※]は、退職後も引き続きご加入いただくことができます。○※一部共済を除く。

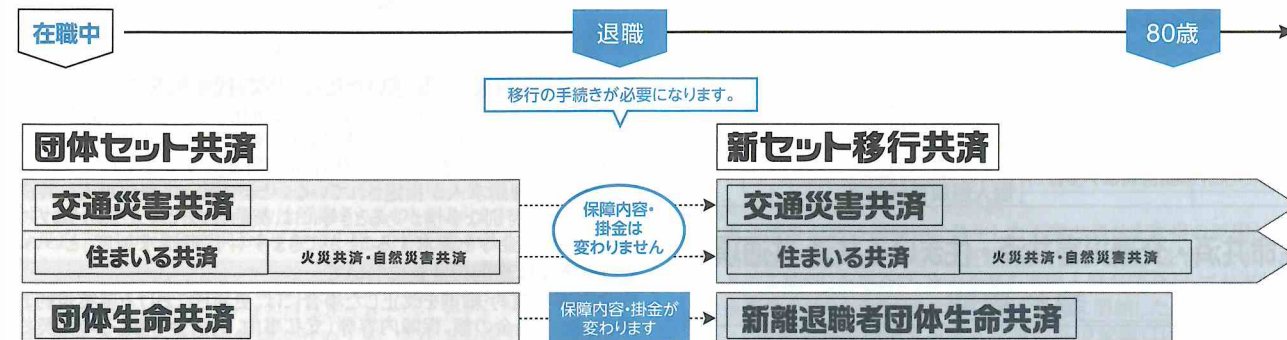


1.セット共済からの移行制度について

所属団体の取り組み状況により、退職後は以下のいずれかの共済に移行加入いただけます。移行加入にあたっては条件がございますので、詳しくは所属団体を通じてこくみん共済 coop までお問い合わせください。

セット共済 → 新セット移行共済

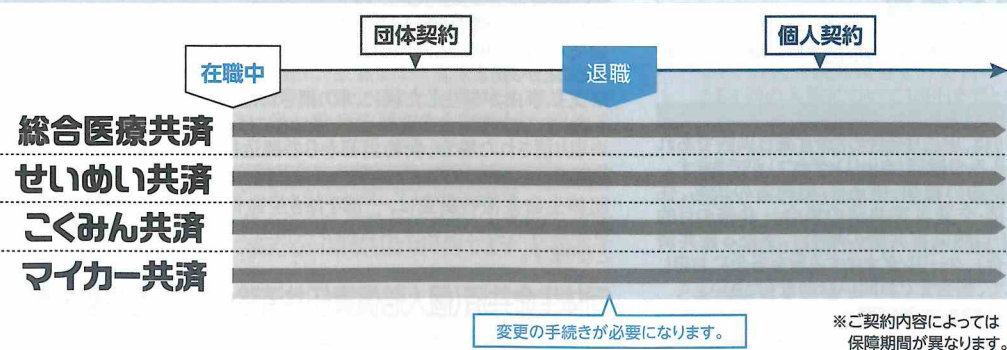
団体として新離退職者団体生命共済を導入している場合



※「新離退職者団体生命共済」の保障内容・掛金の詳細は当会までお問い合わせください。

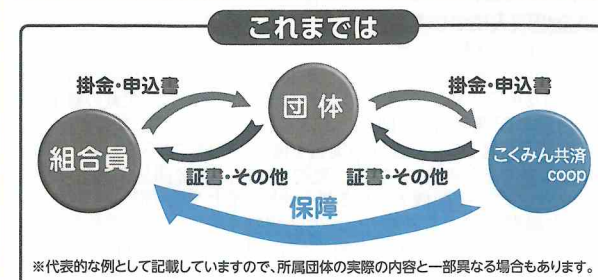
2.その他の共済について

退職後は団体扱い契約から個人の契約に変更し、引き続きご加入いただけます。



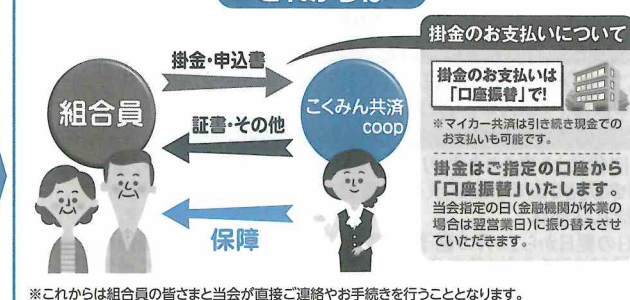
退職後の手続きは？

団体扱い契約から個人の契約へ変わります。



※代表的な例として記載していますので、所属団体の実際の内容と一部異なる場合もあります。

これからは



掛金のお支払いについて
掛金のお支払いは「口座振替」で！
※マイカー共済は引き落とし現金でのお支払いも可能です。
掛金はご指定の口座から「口座振替」いたします。
当会指定の日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に振り替えさせていただきます。

※これからは組合員の皆さまと当会が直接ご連絡やお手続きを行うこととなります。

団体生命共済

住まいる共済

交通災害共済

ご退職後の保障について

ご契約のてびき